

立入検査研修事業について

令和6年度予算額 3百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療法第25条第1項にかかる立入検査の実施に関して、監視員が医療法その他関連法令の知識を熟知した上で、病院等の施設管理、医薬品等の管理体制、放射性物質管理など多岐にわたる項目を検査する。年々高度化する医療分野において、監視員の資質向上が求められているところ、他方で保健所によって指導のレベルが異なる等の指摘もみられる。

また、都度、更新される「立入検査要綱」「留意事項通知」及び「立入検査実施要領」についても、監視員がその知識の習得に追いつかなくなることも懸念される。さらには、近年のサイバーセキュリティにおける医療機関の対策等への対応も監視員に求められるところであり、習熟しなければならない知識も複雑多様化している。

これらの状況を踏まえ、監視員が立入検査に資する最新の医療安全等に関する知識を習得するとともに、立入検査時の指導の標準化を図るため等、実効性のある研修の実施が急務の課題である。

監視員に対して以下の研修を行うことを想定している。

2 事業の概要・スキーム

監視員に対して以下の研修を行うことを想定している。

○監視員に対してのフォローアップ研修（事務職員及び保健師等）

監視員の質の標準化を図るための、基礎知識の向上や立入検査要綱等の変更内容に関する知識習得等の監視員の重点強化を行うためのフォローアップ研修

※ 保健師等においては、医療機関の实地見学を予定

※ 年1・2回の研修を予定。

(1) 基礎知識向上等研修

(2) (保健師等) 实地見学

3 実施主体等

実施主体：国立保健医療科学院を予定
補助率：なし（定額）

